

# 平成18年地域児童福祉事業等調査結果の概況

## 目次

調査の概要	1頁
結果の概要	
I 保育所利用世帯の状況	3
1 世帯の状況	3
2 父母の就業状況	3
3 保育所への入所状況	3
4 保育所の利用状況	5
5 保育所を選んだ理由	6
6 ファミリーサポートセンターの認知状況	7
II 認可外保育施設の状況	8
1 施設数、在所児数、保育従事者数	8
2 設置主体	9
3 開所時間	9
4 健康診断	10
5 月極契約利用料	11
6 施設の今後の方向性	12
統計表	13
用語の説明	15

平成18年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

厚生労働省ホームページ(URL) <http://www.mhlw.go.jp/>

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

平成18年調査は、保育所利用世帯の状況及び認可外保育施設の実態を把握し、今後の保育対策の推進に資することを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

- (1) 保育所利用世帯票：全国の保育所を利用する世帯を対象とし、全国の保育所から層化無作為に約50分の1の保育所を抽出し、それら保育所における利用世帯の2分の1の世帯（約18,000世帯）を客体とした。
- (2) 認可外保育施設調査票：児童福祉法第59条の2に基づいて届出された全国の認可外保育施設を対象とし、その全数を客体とした。

## 3 調査の期日

平成18年10月1日

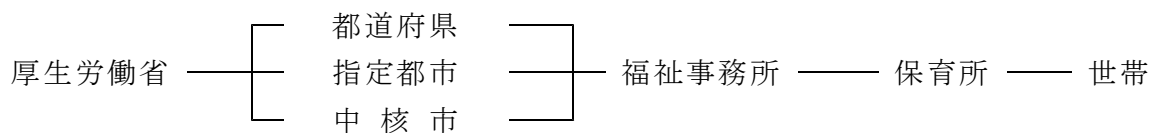
## 4 調査の事項

- (1) 保育所利用世帯票：世帯の状況、保育所の入所状況、父母の就業状況 等
- (2) 認可外保育施設調査票：施設の名称、所在地、設置主体、通常の開所時間、在所児数、従事者数 等

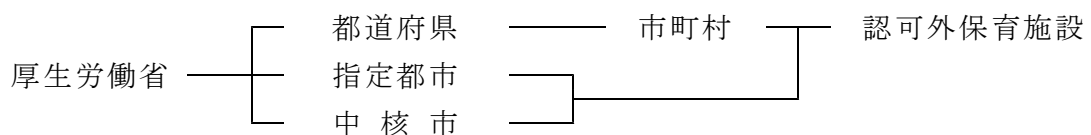
## 5 調査の系統及び方法

### (1) 調査の系統

#### ア 保育所利用世帯



#### イ 認可外保育施設



## (2) 調査の方法

### ア 保育所利用世帯票

福祉事務所を通じて、あらかじめ指定された保育所に調査票を配付し、当該保育所に入所している児童の保護者が調査票に記入した後密封し、施設管理者が回収した。

### イ 認可外保育施設調査票

市町村を通じて、認可外保育施設に配付し、施設の代表者が記入した。

## 6 結果の集計

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

なお、調査客体数等は次のとおりである。

	調査客体数	回収客体数	回収率	集計客体数 (集計不能のもの を除いた数)
保育所利用世帯票	17,608	15,942	90.5%	15,907
認可外保育施設調査票	7,294	6,779	92.9%	6,694

## 7 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
比率が微小(0.05未満)の場合	0.0
減少数(率)の場合	△

(2) この概況に掲載した保育所利用世帯の数値は全国推計値である。

(3) この概況に掲載の数値は、四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

# 結果の概要

## I 保育所利用世帯の状況

### 1 世帯の状況

世帯構造をみると、「両親と子の世帯」が64.7%と最も多く、次いで「三世代世帯」が25.4%となっている（表1）。

表1 世帯構造別にみた利用世帯の状況  
(単位：%) 平成18年10月1日現在

総数(1 733 391世帯)	100.0
両親と子の世帯	64.7
三世代世帯	25.4
母子のみの世帯	8.5
父子のみの世帯	0.4
その他の世帯	1.0

### 2 父母の就業状況

父母の就業状況をみると、父は「常勤」が83.3%、母も「常勤」が57.7%と最も多く、次いで父は「自営業・家業」が13.7%、母は「非常勤」が21.8%となっている（表2）。

表2 父—母の就業状況

(単位：%) 平成18年10月1日現在

	父(1 492 670人)	母(1 709 030人)
総数	100.0	100.0
常勤	83.3	57.7
非常勤	1.3	21.8
自営業・家業	13.7	9.6
内職	0.0	2.1
無職	0.5	5.6
学生	0.2	0.5
その他	0.5	2.2
不詳	0.4	0.5

### 3 保育所への入所状況

#### (1) 入所時期

保育所への入所時期の状況をみると、「希望する時期から入所できた」は87.6%、「希望する時期より入所が遅れた」は12.4%となっている。

これを平成15年と比較すると、「希望する時期から入所できた」割合が増えている。

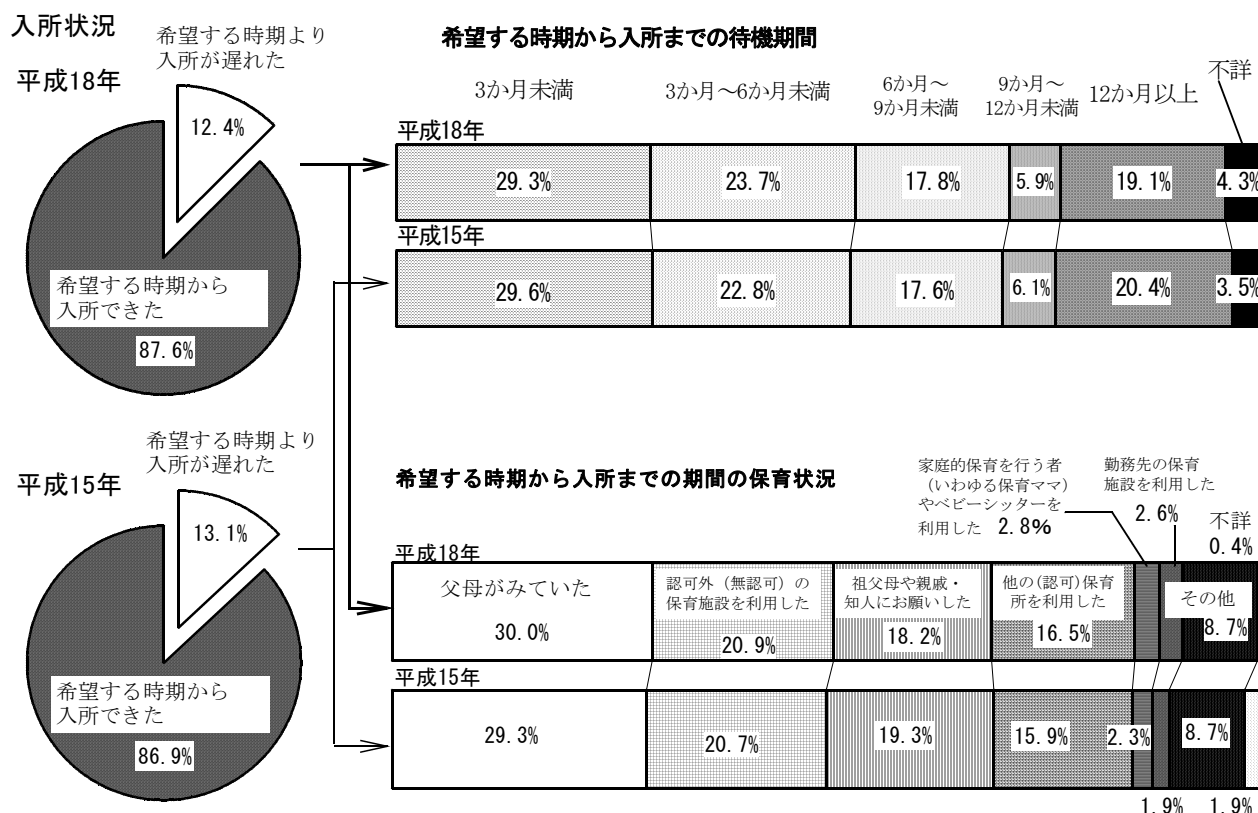
「希望する時期より入所が遅れた」場合の入所までの待機期間をみると、「3か月未満」が29.3%と最も多く、次いで「3か月～6か月未満」が23.7%、「12か月以上」が19.1%となっている。

希望する時期から入所までの期間の保育状況をみると、「父母がみていた」が30.0%と最も多く、次いで「認可外（無認可）の保育施設を利用した」が20.9%となっている。

(図1)

図1 保育所への入所状況

各年10月1日現在



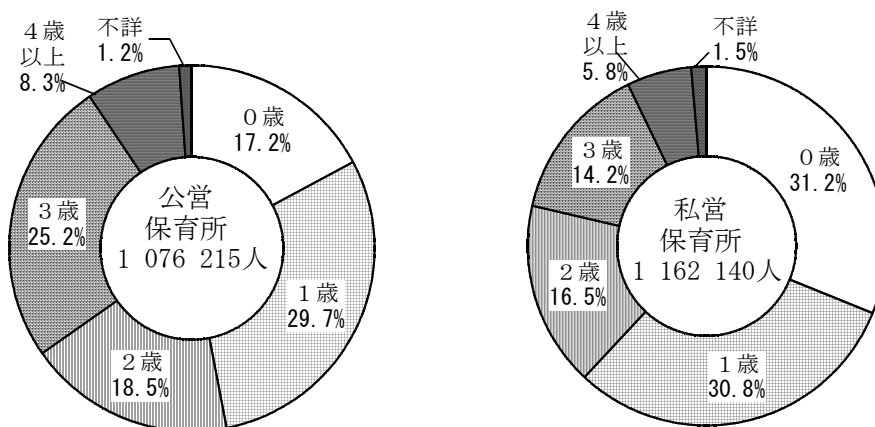
注：1) 「希望する時期から入所できた」とは、当該保育所を利用している全ての児童が入所希望時期に入所できた世帯をいう。  
 2) 「希望する時期より入所が遅れた」とは、入所希望時期より入所が遅れた児童が1人でもいる世帯をいう。  
 3) 「待機期間」とは、入所申込書に記入した入所希望年月から実際に入所するまでの期間をいう。同じ世帯で複数の児童が該当する場合は、期間の長い児童の「待機期間」とした。

(2) 入所時年齢

保育所への入所時年齢を公営－私営別にみると、公営は「1歳」が29.7%で最も多く、次いで「3歳」が25.2%となっている。私営は「0歳」が31.2%で最も多く、次いで「1歳」が30.8%となっている。（図2）

図2 公営－私営別保育所への入所年齢

平成18年10月1日現在



#### 4 保育所の利用状況

##### (1) 保育所の利用開始時刻・利用終了時刻

公営－私営別に保育所の利用開始時刻をみると、公営は「8:30～8:59」が31.8%と最も多く、私営で多いのは「8:00～8:29」と「8:30～8:59」がそれぞれ27.7%、27.5%であり、ほぼ同じ割合となっている。

同様に利用終了時刻をみると、公営は「15:31～16:00」が23.6%と最も多く、私営は「17:31～18:00」が22.7%と最も多くなっている。(表3)

表3 公営－私営別保育所の利用開始・終了時刻

(単位：%)

平成18年10月1日現在

		利用開始時刻								
		総数	7:59以前	8:00～8:29	8:30～8:59	9:00～9:29	9:30～9:59	10:00以降	不詳	
利用 終了 時刻		(844 689世帯)				公営保育所				
	総数	100.0	14.8	24.1	31.8	26.8	2.2	0.0	0.4	
	～15:00	1.1	0.1	0.1	0.4	0.4	0.0	-	-	
	15:01～15:30	2.8	0.1	0.3	1.3	1.1	0.1	0.0	-	
	15:31～16:00	23.6	0.7	4.3	7.7	10.5	0.4	0.0	0.0	
	16:01～16:30	14.2	0.7	2.3	6.8	3.9	0.5	-	-	
	16:31～17:00	16.0	1.3	3.7	5.3	5.4	0.4	-	0.0	
	17:01～17:30	12.0	2.2	3.5	4.0	2.1	0.2	-	-	
	17:31～18:00	16.5	4.5	5.8	3.7	2.2	0.3	-	0.0	
	18:01～18:30	8.4	3.1	2.6	1.7	0.9	0.1	-	-	
	18:31～19:00	4.2	1.9	1.2	0.7	0.3	0.1	-	-	
	19:01～	0.8	0.3	0.2	0.1	0.1	0.0	-	-	
	不詳	0.3	-	-	-	-	-	-	0.3	
			(888 702世帯)				私営保育所			
	総数	100.0	18.9	27.7	27.5	23.5	1.9	0.3	0.2	
	～15:00	1.1	0.1	0.2	0.4	0.3	0.0	0.1	-	
	15:01～15:30	1.8	0.1	0.3	0.5	0.8	0.1	-	-	
	15:31～16:00	14.6	0.7	2.8	4.2	6.5	0.3	0.1	-	
	16:01～16:30	10.1	0.7	2.0	4.2	3.0	0.2	0.1	-	
	16:31～17:00	18.1	2.0	4.6	5.5	5.5	0.4	0.0	-	
17:01～17:30	15.0	2.5	4.5	5.1	2.7	0.2	0.0	-		
17:31～18:00	22.7	6.0	8.0	4.8	3.5	0.4	0.0	0.0		
18:01～18:30	8.0	3.1	2.5	1.6	0.6	0.2	-	-		
18:31～19:00	7.0	3.0	2.4	1.0	0.5	0.1	0.0	-		
19:01～	1.4	0.7	0.3	0.2	0.2	0.0	-	-		
不詳	0.2	-	0.0	-	-	-	-	0.2		

##### (2) 月額保育料

月額保育料をみると、「2万円以上3万円未満」が28.4%と最も多く、次いで「1万円以上2万円未満」が16.3%となっている。これを入所児童数別にみると、「児童1人の世帯」では「2万円以上3万円未満」が33.0%、「児童2人の世帯」では「3万円以上4万円未満」が18.1%、「児童3人以上の世帯」では「1万円以上2万円未満」が17.7%で最も多くなっている。

また、1世帯あたりの平均保育料は25,147円となっている。(表4)

表4 入所児童数別にみた月額保育料の状況

(単位：%)

平成18年9月

	総数	児童1人の世帯	児童2人の世帯	児童3人以上の世帯
		(1 265 257世帯)	(432 824世帯)	(35 309世帯)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
0円	9.6	10.6	6.6	8.0
1円以上1万円未満	8.8	9.5	6.4	11.7
1万円以上2万円未満	16.3	18.5	9.9	17.7
2万円以上3万円未満	28.4	33.0	16.0	16.6
3万円以上4万円未満	15.5	14.7	18.1	13.4
4万円以上5万円未満	8.3	5.5	16.1	10.9
5万円以上6万円未満	4.9	3.0	10.7	5.3
6万円以上7万円未満	1.9	0.7	5.3	4.4
7万円以上	0.9	0.1	3.1	2.4
不詳	5.3	4.3	7.7	9.6
1世帯あたり平均保育料(円)	25 147	22 246	33 760	27 330

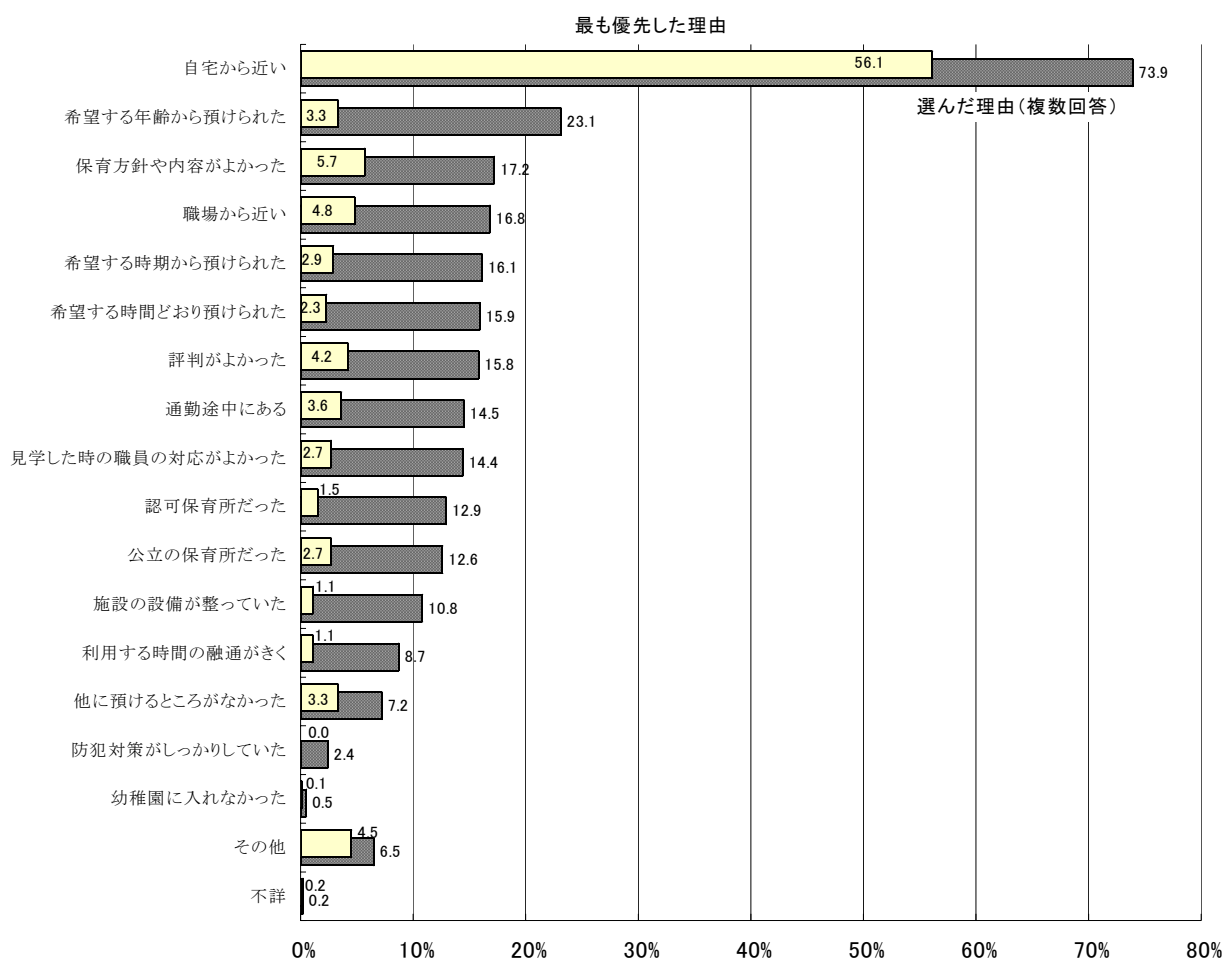
5 保育所を選んだ理由

保育所を選んだ理由（複数回答）をみると、「自宅から近い」が73.9%と最も多く、次いで「希望する年齢から預けられた」が23.1%、「保育方針や内容がよかった」が17.2%となっている。

その中で最も優先した理由をみると、「自宅から近い」が56.1%と最も多くなっている。  
 (図3)

図3 保育所を選んだ理由（複数回答）－最も優先した理由

平成18年10月1日現在



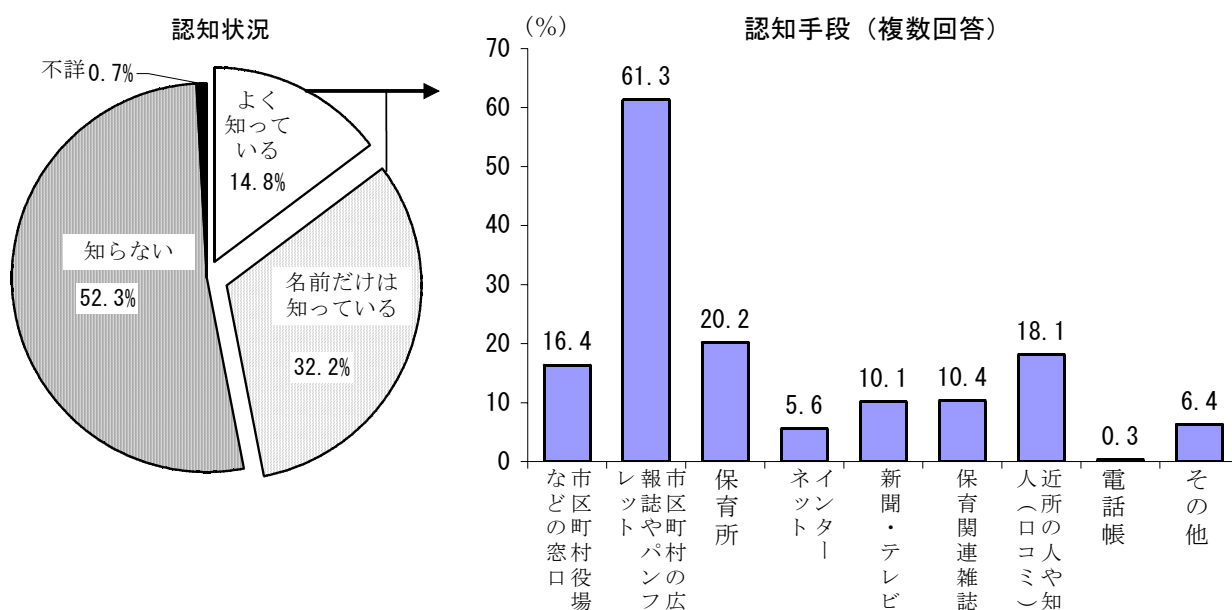
## 6 ファミリーサポートセンターの認知状況

ファミリーサポートセンターの認知状況をみると、「よく知っている」14.8%、「名前だけは知っている」32.2%を合わせた割合は47.0%となっている。

「よく知っている」「名前だけは知っている」世帯について、どのような手段でファミリーサポートセンターを知ったか（複数回答）をみると、「市区町村の広報誌やパンフレット」が61.3%と最も多く、次いで「保育所」が20.2%となっている。（図4）

図4 ファミリーサポートセンターの認知状況－認知手段（複数回答）

平成18年10月1日現在



ファミリーサポートセンターとは、市町村等で設立運営しているもので、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、育児を助け合うものです。サービス内容は「保育施設の保育開始時間前や終了時間後に子どもを預かる」、「保育施設までの送迎」、「子どもが軽度の病気の場合等、臨時に子どもを預かる」等があります。



## II 認可外保育施設の状況

### 1 施設数、在所児数、保育従事者数

全国の認可外保育施設の施設数をみると、「総数」は6,694施設で、このうち「事業所内保育施設」は1,007施設、「ベビーホテル」は1,525施設、「その他の認可外保育施設」は4,162施設となっている。

在所児数をみると、「総数」は181,627人で、このうち「事業所内保育施設」は20,866人、「ベビーホテル」は38,121人、「その他の認可外保育施設」は122,640人となっている。

(表5)

在所児数を年齢別にみると「事業所内保育施設」及び「ベビーホテル」は「その他の認可外保育施設」に比べて「0歳」～「2歳」の割合が多くなっている(図5)。

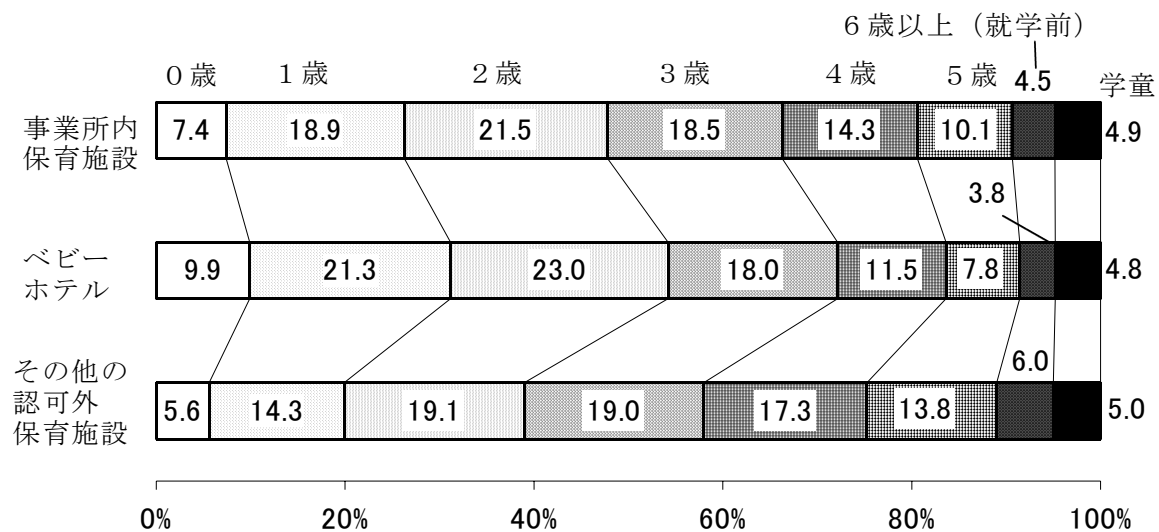
表5 施設の類型別施設数－在所児数

各年10月1日現在

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
施設数	6 694	6 856	△ 162	1 007	979	28	1 525	1 438	87	4 162	4 439	△ 277
在所児数(人)	181 627	184 499	△ 2 872	20 866	15 654	5 212	38 121	33 231	4 890	122 640	135 614	△ 12 974

図5 施設の類型別年齢別在所児の状況

平成18年10月1日現在



保育従事者のうち保育士数をみると、「事業所内保育施設」は3,704人、「ベビーホテル」は7,181人、「その他の認可外保育施設」は15,192人となっている。保育士1人当たりの在所児数をみると、「事業所内保育施設」は5.6人、「ベビーホテル」は5.3人、「その他の認可外保育施設」は8.1人となっている。(表6)

表6 施設の類型別保育従事者の状況

平成18年10月1日現在

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
保育従事者数	41 186	68.0	32.0	5 201	67.8	32.2	11 944	62.6	37.4	24 041	70.7	29.3
(再掲) 保育士数	26 077	74.6	25.4	3 704	73.7	26.3	7 181	71.2	28.8	15 192	76.5	23.5
保育従事者1人当たり在所児数(人)	4.4			4.0			3.2			5.1		
(再掲) 保育士1人当たり在所児数(人)	7.0			5.6			5.3			8.1		

## 2 設置主体

設置主体をみると、「事業所内保育施設」は「会社」が40.2%と最も多く、「その他の認可外保育施設」は「個人」が68.1%と最も多い。「ベビーホテル」は「個人」と「会社」がそれぞれ46.4%、45.8%とほぼ同じ割合になっている。

平成15年と比較すると、特に「事業所内保育施設」において「個人」が増加し、「会社」が減少している。(表7)

表7 施設の類型別設置主体の状況

(単位：%、ポイント)

各年10月1日現在

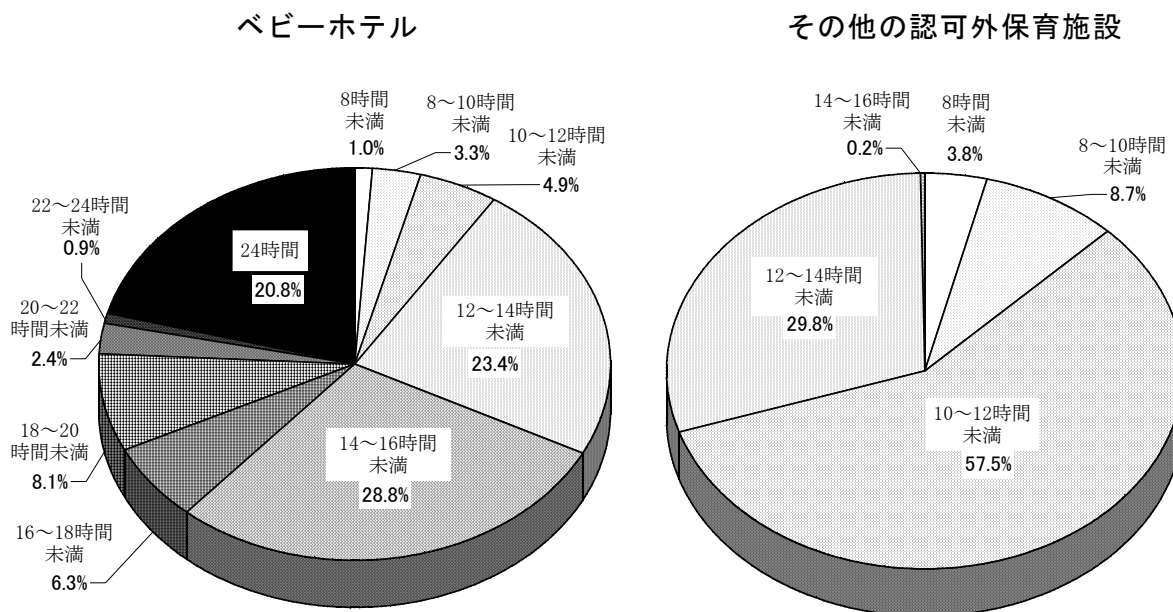
	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

## 3 開所時間

施設の平日の開所時間をみると、「ベビーホテル」では「14時間以上16時間未満」が28.8%と最も多く、次いで「12時間以上14時間未満」23.4%となっている。「その他の認可外保育施設」では「10時間以上12時間未満」が57.5%と最も多くなっている。(図6)

図6 施設の類型別（ベビーホテルーその他の認可外保育施設）にみた平日の開所時間

平成18年10月1日現在



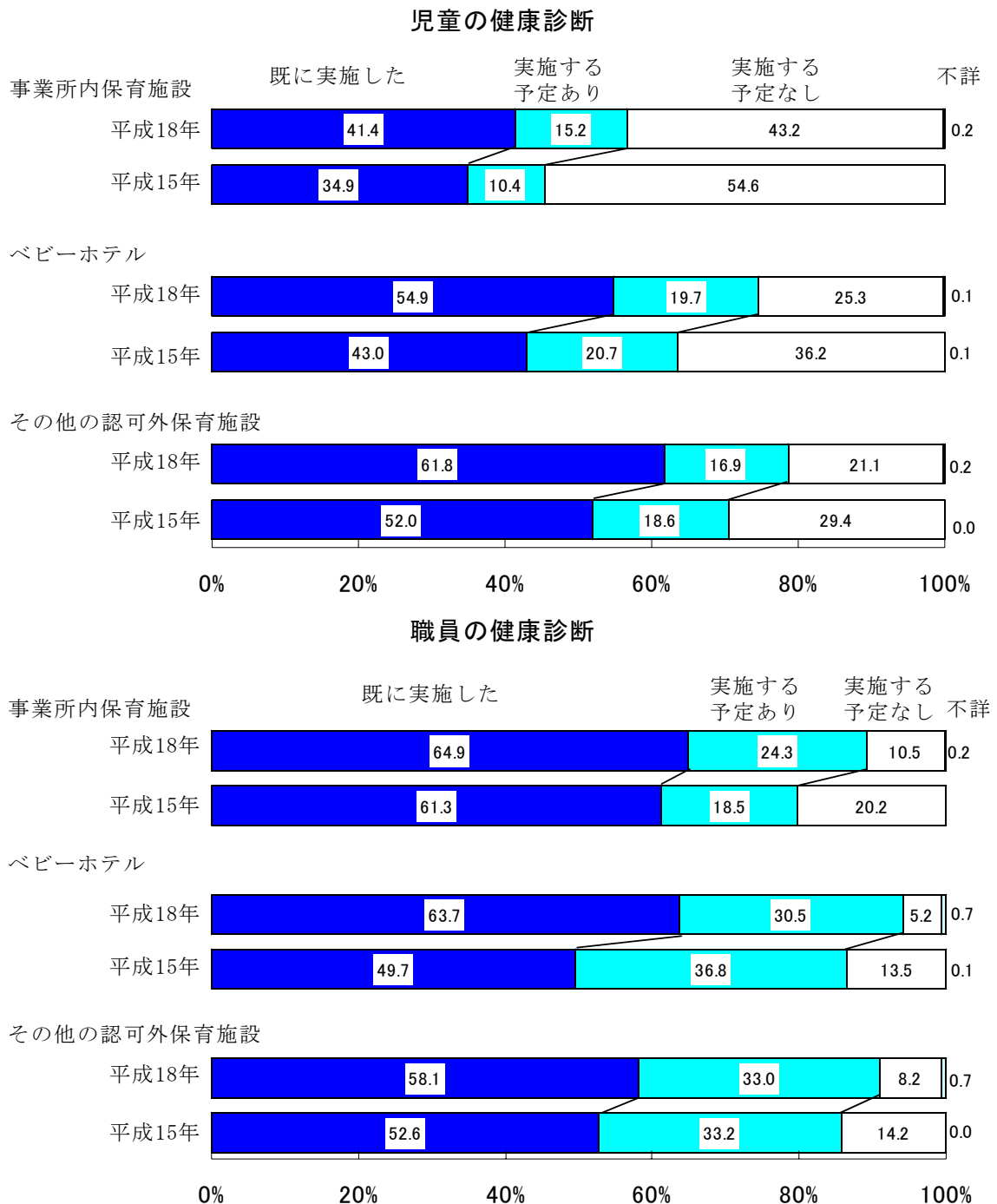
#### 4 健康診断

児童の健康診断について平成18年度の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」を合わせた割合は「事業所内保育施設」では56.6%、「ベビーホテル」では74.6%、「その他の認可外保育施設」では78.7%となっている。同様に職員の健康診断の実施状況をみると、「既に実施した」「実施する予定あり」を合わせた割合は「事業所内保育施設」では89.2%、「ベビーホテル」では94.2%、「その他の認可外保育施設」では91.1%となっている。

「既に実施した」「実施する予定あり」を合わせた割合を平成15年と比較すると、児童、職員ともに全ての類型で増加している。(図7)

図7 施設の類型別にみた健康診断の実施状況

各年10月1日現在



5 月極契約利用料

月極契約利用料をみると、「事業所内保育施設」では「1万円以上3万円未満」、「ベビーホテル」及び「その他の認可外保育施設」では「3万円以上5万円未満」が全ての年齢で最も多くなっている。

平均月極契約利用料をみると、「事業所内保育施設」は他の類型に比べて利用料が安くなっている。また、全ての類型で児童の年齢が低くなるほど高くなっている。

平成15年の平均月極契約利用料と比較すると、特に「事業所内保育施設」で増えている。  
(表8)

表8 施設の類型別児童の年齢別にみた月極契約利用料

平成18年10月1日現在

		月 極 契 約 利 用 料						平均月極契約利用料	
		総 数	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円以上 7万円未満	7万円以上	(円)	
								平成18年	平成15年
		構成割合 (%)							
事業所内 保育施設	0歳	100.0	13.0	35.8	35.1	14.5	1.5	30 595	16 266
	1歳	100.0	24.6	34.3	30.7	9.3	1.1	25 998	13 808
	2歳	100.0	25.8	34.6	30.7	7.9	0.9	25 049	13 277
	3歳	100.0	27.9	38.7	28.4	4.3	0.7	22 558	12 177
	4歳	100.0	27.2	44.5	24.0	3.7	0.6	21 351	11 179
	5歳	100.0	26.0	46.7	23.0	3.6	0.7	21 306	11 156
	6歳以上(就学前)	100.0	26.4	47.0	22.7	3.4	0.5	20 850	10 879
ベビー ホテル	0歳	100.0	0.3	3.9	49.8	34.6	11.3	50 591	47 495
	1歳	100.0	0.4	6.3	53.7	30.1	9.5	47 874	45 285
	2歳	100.0	0.6	7.8	58.0	26.5	7.1	45 891	43 802
	3歳	100.0	0.5	12.6	60.6	21.1	5.3	42 935	40 832
	4歳	100.0	0.4	18.9	57.3	18.6	4.7	40 698	38 411
	5歳	100.0	0.5	20.6	55.7	18.5	4.8	40 356	37 607
	6歳以上(就学前)	100.0	0.7	23.3	54.5	16.7	4.8	39 533	37 223
その 他の 認可 外 保育 施設	0歳	100.0	0.5	7.0	60.8	29.0	2.7	44 959	43 739
	1歳	100.0	0.7	13.8	62.5	20.9	2.1	41 528	40 660
	2歳	100.0	1.2	19.6	62.3	15.1	1.7	39 088	38 179
	3歳	100.0	1.5	28.4	60.0	9.0	1.2	35 548	34 181
	4歳	100.0	1.3	41.0	50.5	6.1	1.0	32 297	30 810
	5歳	100.0	1.5	43.5	48.4	5.7	1.0	31 602	30 354
	6歳以上(就学前)	100.0	1.6	44.0	47.9	5.5	1.0	31 313	30 236

注：各歳ごとに月極契約利用料に記入があった施設について集計している。

## 6 施設の今後の方向性

施設の類型別に今後の方向性をみると、「いずれ、認可保育所に移行したい」施設は「事業所内保育施設」では18.7%、「ベビーホテル」では46.2%、「その他の認可外保育施設」では44.5%となっている（表9）。

「いずれ、認可保育所に移行したい」施設について、認可保育所へ移行する上での問題点（複数回答）をみると、いずれの類型でも「認可保育所の基準に満たない」が最も多くなっている（表10）。

その「認可保育所の基準に満たない」施設について、認可保育所の基準に満たない点（複数回答）をみると、いずれの類型でも「施設設備基準」が最も多くなっている（表11）。

表9 施設の類型別にみた今後の方向性

（単位：％）

平成18年10月1日現在

	総数	認可外保育施設 のままでよい	近々、認可保育 所に移行する予 定である	いずれ、認可保 育所に移行した い	不詳
事業所内保育施設	100.0	78.1	0.9	18.7	2.4
ベビーホテル	100.0	50.8	0.8	46.2	2.2
その他の認可外保育施設	100.0	50.9	3.4	44.5	1.2

表10 施設の類型別にみた、いずれ認可保育所に移行したい施設における認可保育所へ移行する上での問題点（複数回答）

（単位：％）

平成18年10月1日現在

	総数	認可保育所 の基準に満 たない	認可保育所 の経理が煩 雑である	認可保育所 へ移行する 手続きが複 雑である	その他	不詳
事業所内保育施設	100.0	52.7	12.2	31.4	26.6	0.5
ベビーホテル	100.0	67.1	10.1	26.0	28.5	0.6
その他の認可外保育施設	100.0	60.1	13.1	30.5	34.3	0.4

表11 施設の類型別にみた、認可保育所の基準に満たない施設における認可保育所の基準に満たない点（複数回答）

（単位：％）

平成18年10月1日現在

	総数	職員基準	施設設備 基準	保育時 間・開所 時間基準	立地基準	その他	不詳
事業所内保育施設	100.0	28.3	74.7	10.1	33.3	20.2	1.0
ベビーホテル	100.0	23.5	75.3	21.6	37.0	11.2	2.1
その他の認可外保育施設	100.0	24.6	78.0	6.7	36.2	14.2	1.2

# 統計表

第1表 施設の類型別認可外保育施設数，都道府県－指定都市－中核市別

(単位：カ所)

平成18年10月1日現在

	総数	事業所内 保育施設	ベビーホテル	その他の 認可外 保育施設
総数	6 694	1 007	1 525	4 162
北海道	163	8	27	128
青森県	47	4	7	36
岩手県	65	4	15	46
宮城県	79	5	5	69
秋田県	24	5	3	16
山形県	105	7	9	89
福島県	136	48	14	74
茨城県	124	6	17	101
栃木県	50	4	7	39
群馬県	66	5	24	37
埼玉県	374	51	68	255
千葉県	149	29	47	73
東京都	885	232	382	271
神奈川県	137	4	22	111
新潟県	51	28	4	19
富山県	13	1	4	8
石川県	3	-	1	2
福井県	26	8	3	15
山梨県	33	6	3	24
長野県	25	4	6	15
岐阜県	35	4	9	22
静岡県	128	5	19	104
愛知県	126	1	14	111
三重県	34	6	9	19
滋賀県	49	-	7	42
京都府	33	6	6	21
大阪府	179	1	51	127
兵庫県	240	67	27	146
奈良県	29	1	16	12
和歌山県	16	3	4	9
鳥取県	21	2	4	15
島根県	24	-	1	23
岡山県	19	1	3	15
広島県	52	2	3	47
山口県	53	13	8	32
徳島県	48	1	7	40
香川県	23	1	4	18
愛媛県	22	2	7	13
高知県	23	1	-	22
福岡県	139	10	18	111
佐賀県	51	1	9	41
長崎県	51	2	15	34
熊本県	42	10	4	28
大分県	30	1	7	22
宮崎県	79	27	4	48
鹿児島県	68	11	8	49
沖縄県	433	56	17	360

	総数	事業所内 保育施設	ベビーホテル	その他の 認可外 保育施設
指定都市 (別掲)				
札幌市	104	1	57	46
仙台市	97	5	39	53
さいたま市	117	43	17	57
千葉市	52	-	27	25
横浜市	120	41	17	62
川崎市	123	23	18	82
静岡市	37	1	12	24
名古屋市	58	-	36	22
京都市	65	28	14	23
大阪市	101	1	46	54
堺市	49	-	22	27
神戸市	76	1	25	50
広島市	31	-	1	30
北九州市	36	-	13	23
福岡市	77	3	28	46
中核市 (別掲)				
旭川市	35	1	4	30
函館市	20	13	4	3
秋田市	19	2	4	13
郡山市	52	1	11	40
いわき市	17	-	5	12
宇都宮市	18	-	9	9
川越市	29	-	3	26
船橋市	18	3	7	8
横須賀市	20	18	1	1
相模原市	56	17	9	30
新潟市	27	-	7	20
富山市	14	7	2	5
金沢市	5	-	1	4
長野市	7	1	3	3
岐阜市	27	13	6	8
浜松市	30	2	7	21
豊橋市	6	-	2	4
豊田市	20	7	-	13
岡崎市	20	10	3	7
高槻市	16	-	4	12
東大阪市	22	-	5	17
姫路市	53	-	7	46
奈良市	19	6	3	10
和歌山市	20	11	5	4
岡山市	26	-	6	20
倉敷市	16	1	9	6
福山市	14	-	5	9
下関市	17	8	5	4
高松市	9	-	4	5
松山市	32	1	10	21
高知市	36	-	6	30
長崎市	37	17	11	9
熊本市	48	2	15	31
大分市	60	13	11	36
宮崎市	17	-	2	15
鹿児島市	67	12	8	47

第2表 施設の類型別認可外保育施設在所児数，都道府県－指定都市－中核市別

(単位：人)

平成18年10月1日現在

	総数	事業所内 保育施設	ベビーホテル	その他の 認可外 保育施設
総数	181 627	20 866	38 121	122 640
北海道	3 855	86	817	2 952
青森県	1 602	121	212	1 269
岩手県	1 420	96	390	934
宮城県	2 274	234	135	1 905
秋田県	538	53	42	443
山形県	3 147	227	134	2 786
福島県	3 706	995	638	2 073
茨城県	3 666	79	335	3 252
栃木県	1 224	92	137	995
群馬県	1 736	28	499	1 209
埼玉県	7 650	1 200	1 672	4 778
千葉県	3 196	539	1 196	1 461
東京都	18 852	3 241	10 040	5 571
神奈川県	4 232	102	479	3 651
新潟県	1 198	385	153	660
富山県	172	11	8	153
石川県	167	-	10	157
福井県	524	200	48	276
山梨県	668	146	68	454
長野県	658	92	176	390
岐阜県	884	93	215	576
静岡県	3 924	89	371	3 464
愛知県	2 388	3	345	2 040
三重県	1 196	426	193	577
滋賀県	1 550	-	151	1 399
京都府	718	150	165	403
大阪府	4 019	14	985	3 020
兵庫県	7 369	1 657	824	4 888
奈良県	503	15	224	264
和歌山県	278	68	75	135
鳥取県	427	40	113	274
島根県	820	-	35	785
岡山県	257	16	28	213
広島県	1 632	32	36	1 564
山口県	1 440	460	328	652
徳島県	1 626	33	152	1 441
香川県	621	24	39	558
愛媛県	423	14	69	340
高知県	388	48	-	340
福岡県	3 490	245	434	2 811
佐賀県	1 280	34	153	1 093
長崎県	1 728	84	454	1 190
熊本県	1 211	272	117	822
大分県	1 201	34	129	1 038
宮崎県	2 612	468	208	1 936
鹿児島県	2 066	202	145	1 719
沖縄県	22 536	2 497	462	19 577

	総数	事業所内 保育施設	ベビーホテル	その他の 認可外 保育施設
指定都市 (別掲)				
札幌市	2 348	15	1 498	835
仙台市	2 305	135	1 066	1 104
さいたま市	2 203	750	480	973
千葉市	1 254	-	698	556
横浜市	3 129	480	602	2 047
川崎市	3 965	527	822	2 616
静岡市	690	4	211	475
名古屋市	737	-	456	281
京都市	1 048	398	260	390
大阪市	2 271	49	970	1 252
堺市	808	-	416	392
神戸市	1 778	32	561	1 185
広島市	583	-	12	571
北九州市	889	-	339	550
福岡市	1 625	47	666	912
中核市 (別掲)				
旭川市	1 710	31	94	1 585
函館市	477	336	93	48
秋田市	733	44	233	456
郡山市	1 880	38	381	1 461
いわき市	297	-	108	189
宇都宮市	549	-	149	400
川崎市	629	-	112	517
船橋市	425	52	180	193
横須賀市	330	288	7	35
相模原市	1 589	389	283	917
新潟市	700	-	210	490
富山市	409	87	42	280
金沢市	53	-	14	39
長野市	91	15	58	18
岐阜市	737	167	205	365
浜松市	954	28	380	546
豊橋市	72	-	45	27
豊田市	406	128	-	278
岡崎市	287	96	55	136
高槻市	289	-	171	118
東大阪市	581	-	111	470
姫路市	3 392	-	160	3 232
奈良市	326	93	47	186
和歌山市	462	296	105	61
岡山市	898	-	282	616
倉敷市	373	23	192	158
福山市	536	-	103	433
下関市	247	93	103	51
高松市	248	-	130	118
松山市	910	18	205	687
高知市	831	-	151	680
長崎市	692	213	195	284
熊本市	2 097	63	422	1 612
大分市	2 256	665	258	1 333
宮崎市	750	-	23	727
鹿児島市	1 706	321	118	1 267

## 用語の説明

### 保育所利用世帯

- 1 「**保育所**」：日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（児童福祉法第39条第1項）
  - (1) 「**公営保育所**」：経営主体が都道府県、市区町村及び一部事務組合（都道府県・市区町村・特別区の事務の一部を共同処理するための地方公共団体の組合）の保育所
  - (2) 「**私営保育所**」：公営保育所以外の保育所
- 2 「**世帯**」：調査日現在、住居と生計（日常生活を営むための収入と支出をいう）を共にしている人々の集団をいう（保育所を利用している児童と同居している者を含み、同居していない者は除いたもの）。
- 3 「**世帯構造**」：保育所を利用している児童のいる世帯の世帯構造は、次の分類による。
  - (1) **両親と子の世帯**  
父母及び子で構成する世帯
  - (2) **三世帯世帯**  
父母又はそのいずれか、祖父母又はそのいずれか及び子で構成する世帯
  - (3) **母子のみの世帯**  
母及び子のみで構成する世帯
  - (4) **父子のみの世帯**  
父及び子のみで構成する世帯
  - (5) **その他の世帯**  
(1)～(4)以外の世帯
- 4 「**家庭的保育**」：保育を行う者の自宅で子供を預かること（いわゆる保育ママ）
- 5 「**ベビーシッター**」：子供の家庭において保育を行う者
- 6 「**月額保育料**」：保育所を利用する保護者が、受ける保育サービスの対価として、保育所に支払った平成18年9月分の料金の総額をいう（延長保育料は含み、おむつ代などにかかる費用は除いたもの）。

### 認可外保育施設

- 1 「**認可外保育施設**」：都道府県知事等の認可を受けていないが、保育所と同様の業務を目的とする施設
  - (1) 「**事業所内保育施設**」：事業主が従事者のために設置している施設
  - (2) 「**ベビーホテル**」：次のいずれかを常時運営している施設
    - ア：夜8時以降の保育
    - イ：宿泊を伴う保育
    - ウ：利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上
  - (3) 「**その他の認可外保育施設**」：事業所内保育施設、ベビーホテル以外の認可外保育施設
- 2 「**保育従事者数**」：保育士の資格の有無にかかわらず、保育に従事している者
- 3 「**月極契約利用料**」：月単位で保育日や保育時間を定め、継続的な保育サービスを受ける「月極契約」保育サービスの対価として、施設に支払う料金をいう。施設によっては、別途入会金等を要する。